

コンビニでも支払えます

介護保険料は、次のコンビニエンスストアでも納付することができます。ぜひご活用ください。

● 取り扱いコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、コミュニティ・ストア

● 納付書の綴じ方について

コンビニエンスストアでも納付できるように、通知書と納付書は綴じられていませんので紛失しないようご注意ください。

次のような納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

- 納付期限を過ぎたもの
- コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- 金額を手書きで訂正したもの

注意!

低所得者の介護保険料を軽減します

昨年の10月に消費税率が10%に引き上げられたことで、厚生労働省から、低所得者に対する新しい介護保険料の軽減策が発表されました。

消費税率引き上げにより、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。

これまで、所得段階が第1段階の人に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大します。(下表参照)

第1段階から第3段階までの人は、基準額に乗じる割合が下表のとおりになります。

所得段階	市町村民税		基準所得	基準額に乗じる割合	年間保険料(円)
	世帯	本人			
第1段階	非課税		生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者	0.3	22,309
第2段階			80万円以下	0.5	37,181
第3段階			80万円超え 120万円以下		
			120万円超え	0.7	52,053

- ▶ 問い合わせ先 福岡県介護保険広域連合 総務課 収納管理係 ☎ 981-9071
健康福祉課 高齢者福祉係 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線125)



65歳以上の人へ

令和2年度介護保険料 決定通知書を送ります

令和2年度の介護保険料を市町村民税や世帯の状況などによって決定し、決定通知書を7月下旬に送付します。

納付の方法

● 介護保険料を年金天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に年金天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10月・12月・令和3年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

● 納付書、口座振替などで納めている人

8月から令和3年3月まで納めます。

※ 65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などは、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

注意!

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

なお、災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納付することが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)

皆さんから納付された保険料で運営される介護保険制度について、ご理解とご協力をお願いします。

